注

1　果義足用、足根中足義足用及び足指義足用の場合に限り、足部を加えることができること。

2　義手用及び義足用の支持部そのものが外装となる場合は、支持部に外装を加えることができること。

3　肩義手で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は上腕部との接続のために修正を行う場合は、8,650円増しとすること。

4　股義足で、ソケットに続く部分の形状を健側のように整えるため又は股継手の土台を積層するために大幅な修正を行う場合は、10,200円増しとすること。

5　熱可塑性樹脂については、セルロイドに準ずること。

6　支持部の長さ及び高さ修正を行う場合は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

7　ブロック継手交換は、支持部の修理部位の使用材料の額をもって修理価格とすること。ただし、外装を行う場合は、外装交換の額を加算することができること。

8　ソケット交換を行う場合は、取り外す部位の使用材料の額を加算することができること。」

別表の２の⑴のエ中

4,200	4,350
1,650	1,700
1,700	1,750
1,550	1,600
1,550	1,600
3,000	3,100
4,200	4,350
4,100	4,200
1,750	1,800
2,900	2,950
3,250	3,350
3,450	3,550
2,350	2,400
2,050	2,150
2,700	2,800

（左欄）を（右欄）に改める。

別表の２の⑴のオ中

6,400	6,600
18,100	18,600
3,750	3,900
6,900	7,100
18,100	18,600
3,750	3,900
6,900	7,100
14,600	15,000
3,750	3,900
9,500	9,750
17,400	17,900
4,250	4,400
7,650	7,900
17,400	17,900
4,250	4,400
8,350	8,600
15,600	16,000
4,250	4,400
6,450	6,650
5,300	5,450
5,350	5,500
2,050	2,150

（左欄）を（右欄）に改める。

別表の２の⑴のカの(ア)中

15,200	15,600
9,100	9,350
3,450	3,550
17,700	18,200
15,400	15,800
3,450	3,550
8,800	9,050
9,000	9,250

（左欄）を（右欄）に改める。

別表の２の⑴のカの(イ)中

4,200	4,350
5,650	5,800
3,200	3,300
3,100	3,150
2,600	2,650
2,700	2,800
4,400	4,500
5,850	6,000
2,600	2,650
2,750	2,850
1,700	1,750
2,450	2,500
5,400	5,550
3,750	3,900
1,800	1,850

（左欄）を（右欄）に改める。